

仙塩広域都市計画 被災市街地復興推進地域の変更

(蒲生北部地区)

【仙台市決定】

仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更（仙台市決定）

都市計画被災市街地復興推進地域を廃止する。

名 称	蒲生北部地区被災市街地復興推進地域
位 置	仙台市宮城野区蒲生字荒田、同字西屋敷添、同字二本木、同字念仏田、同字東屋敷添及び同字屋敷の全部、並びに蒲生字北下河原、同字北中河原、同字町、中野字高松、同字西原、港一丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目及び蒲生五丁目の各一部
面 積	約 99.3ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	土地区画整理事業により、地区内の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、土地利用の効率化と用途混在の解消を行い、健全で良好な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成25年3月10日

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり

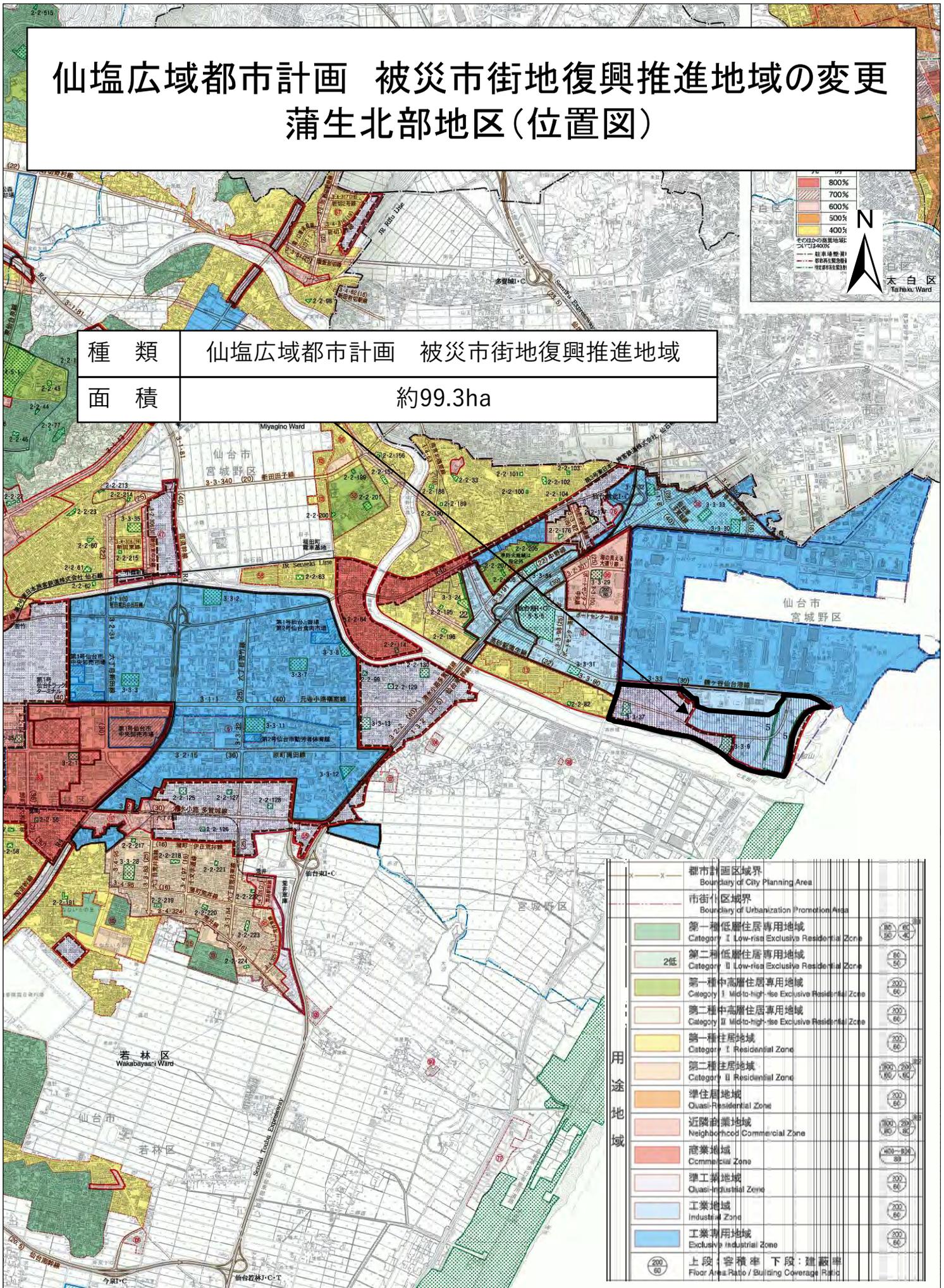
理 由 書 (蒲生北部地区)

蒲生北部地区は、東日本大震災で甚大な被害を受け、災害危険区域の指定及び防災集団移転促進事業により本地区から住宅の移転を行うとともに、業務系土地利用への転換を図るため、被災市街地復興土地地区画整理事業により、都市基盤の再整備と、土地の整理集約を行ってきたところです。

被災後、その緊急かつ健全な復興を図るため、土地地区画整理事業を予定していた区域を、平成 24 年 11 月に被災市街地復興推進地域に指定し、当該事業の都市計画決定まで、一定の建築行為等の制限を行いました。

令和 3 年 9 月に当該土地地区画整理事業の換地処分がなされ、整備が完了したことから、被災市街地復興推進地域の全域を廃止します。

仙塩広域都市計画 被災市街地復興推進地域の変更 蒲生北部地区(位置図)

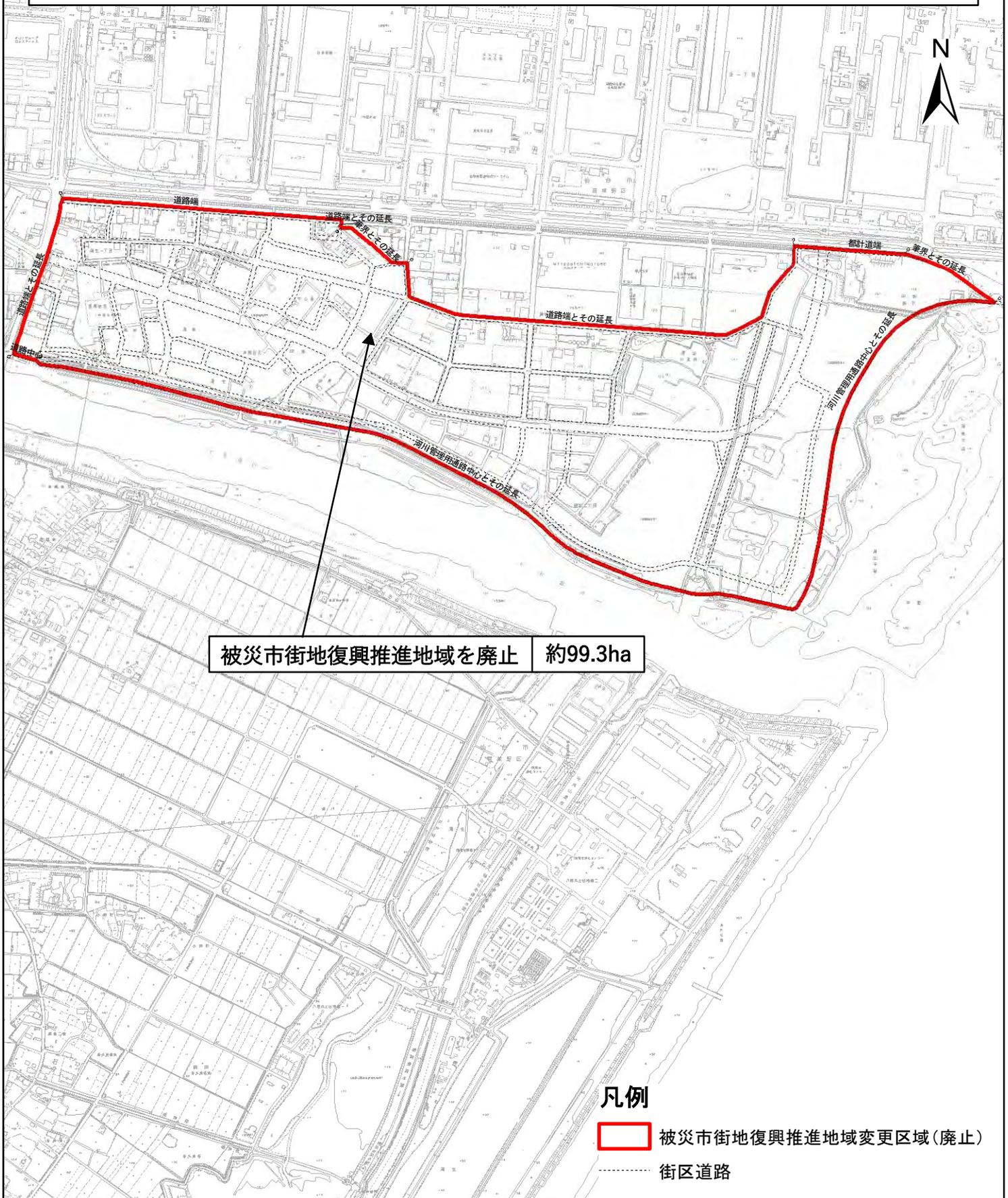


種類	仙塩広域都市計画 被災市街地復興推進地域
面積	約99.3ha

都市計画区域境界	Boundary of City Planning Area	
市街化区域境界	Boundary of Urbanization Promotion Area	
第一種低層住居専用地域	Category I Low-rise Exclusive Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
2低 第二種低層住居専用地域	Category II Low-rise Exclusive Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
第一種中高層住居専用地域	Category I Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
第二種中高層住居専用地域	Category II Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
第一種住居地域	Category I Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
第二種住居地域	Category II Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
準住居地域	Quasi-Residential Zone	①00 ②00 ③00 ④00
近隣商業地域	Neighborhood Commercial Zone	①00 ②00 ③00 ④00
商業地域	Commercial Zone	①00-②00 ③00 ④00
準工業地域	Quasi-Industrial Zone	①00 ②00 ③00 ④00
工業地域	Industrial Zone	①00 ②00 ③00 ④00
工業専用地域	Exclusive Industrial Zone	①00 ②00 ③00 ④00
上段:容積率 下段:建築率	Floor Area Ratio / Building Coverage Ratio	①00 ②00 ③00 ④00

0 1,250 2,500 5,000 m

仙塩広域都市計画 被災市街地復興推進地域の変更 蒲生北部地区(計画図)



被災市街地復興推進地域を廃止 約99.3ha

凡例

- 被災市街地復興推進地域変更区域(廃止)
- 街区道路

0 250 500 1,000 m